

月餅税！？ ～中国の徴税強化～

岡山県上海事務所 池田 稔

(日中経済貿易センター上海事務所 所長)

2011年9月1日、中国では改正個人所得税法実施条例が施行されました。主に低所得者には免税・減税となり、高所得者には増税となる傾向があります。

国としては徴税をしっかりと行わなければなりません。企業、個人としては何とか節税したいようです。

そんな中、今年は中国の中秋節に贈られる「月餅」への課税が話題となりましたので、これを御紹介いたします。

中秋節と月餅

今年は、9月12日が、旧暦8月15日に当たり、中秋節でした。

中秋節は「中国の四大伝統祭り」と呼ばれ、家族そろって月餅を食べながら月見を行い家族団らんと豊作を祝います。また、中秋節の前になると互いに月餅などを贈り合う習慣もあります。日頃の感謝の気持ちを込めてお世話になった人に月餅を贈るのですが、会社が従業員に月餅を支給するという例も多々あります。

中秋節が近づくと、スーパーやお土産店、専門店などいたるところで月餅が販売されます。種類も地域によって様々で、東北部では、皮はやや固めで、中に胡麻、ナツメ、クルミ、ナッツなどが入ったものが一般的です。南部では、木型で抜いて型どりをした広東式月餅と薄いパイ皮で包む蘇州式月餅が代表的なものです。近年は餡が豊富になり、ハスの実、栗、ハム、卵黄、フカヒレなど贅沢な月餅も随分と増えました。珍しい一品としては、中国でしか買えな

いハーゲンダッツのアイスクリーム月餅もあります。

中国では月餅の贈り合いはかなりのビジネスとなっており、贈答には高級な月餅のほうが人気があるため、値段も年々上昇しています。贈答用の月餅は、箱入りの場合100～300元するのが普通で、企業間の贈答用のものの中には、1箱1000元以上するものもあります。

月餅税

会社から支給される月餅は、従業員誰もが歓迎なのですが、今年は、この支給される月餅を「現物支給の手当」と見なして個人所得税の徴収対象とする、いわゆる「月餅税」の導入が話題になりました。これまでも月餅など現物の支給については免税の規定が無かったのですが、税務当局が、企業から従業員に支給する月餅は現物支給の手当に該当し課税対象となる、よって所得基準に基づき個人所得税を納めなくてはならないとの見解を示したのです。

2011年7月19日に第三次改正された『中華人民共和国個人所得税法实施条例』第8条は「賃金・給与所得とは、個人が雇用されることにより取得する賃金、給与、賞与、年末賞与、労働配当、手当、補助金及び職務または被雇用に関係するその他の所得を指す」と、第10条は「個人所得の形式は、現金、現物、有価証券及び他の形式の経済利益を含む。所得が現物であるときは、取得の証憑に記載された価格により要納税所得額を計算しなければならない」と規定しています。

(2011年9月)

つまり、月餅などの現物は個人所得に該当するので、賃金・給与所得に計上され、所得基準に基づき個人所得税を納めなくてはならないというのです。

もし雇用主が規定どおりに源泉徴収しない場合には、税務機関が納税者に対して追加課税するとともに、源泉徴収義務者たる雇用主には、源泉徴収し納税すべき金額の100分の50以上3倍以下の罰則が課せられる可能性もあるようです。

しかしながら、法律に明記されたとはいえ、一般に月餅の支給が課税対象となったとの認識は低く、また、中秋節は中国の伝統的祝日であり、会社から毎年支給される月餅は課税すべきでないという批判の声も多いようです。

多くの会社では、従業員が会社に対して大家族のような親近感を持つことを期待して、慣例的に福利厚生の一環として月餅の現物や購入券などを支給していますが、月餅代金が従業員の所得に計上され、個人所得税の徴収対象とされるようでは、従業員が喜んで受け取ることはできなくなります。今年の中秋節は、多くの人が少々心配を抱えたまま過ごすこととなりました。

結局、今のところ「月餅税」を実際に払ったという話は聞きませんが、少なくとも月餅への課税が話題となったことは、徴税強化が進められている中国の一つの側面を現したものと言えるでしょう。



贈答用の箱入り月餅の例